

石越コミュニティ運営協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、石越コミュニティ運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を登米市石越公民館に置く。

(目的)

第2条 この協議会は、住民の自主的参加のもとに、コミュニティについての調査研究、整備普及計画等に地域の総意を盛り上げ、コミュニティ組織活動の連携を図り、もって明るい郷土の建設に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 この協議会は、石越町域市民をもって構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ計画及び運営について地域の意思反映と住民の自主的参加に関すること。
- (2) 指定管理を受託した石越公民館の管理・運営に関すること。
- (3) 各種機関、団体との連絡提携に関すること。
- (4) 「石越地域づくり計画」の策定に関する調査研究を行う。
- (5) がんばる地域づくり事業の実施に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成に必要な事項。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 専 務 | 1名 |
| (4) 理 事 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 3名 |
| (6) 顧問参与 | 若干名 |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の定めによる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 専務は、指定管理施設の管理・運営、及び事業の企画等に対して、役員間の取次ぎと職員との調整を行う。
- (4) 理事は、事業及び予算の進捗状況を検討するなど協議会の重要事項の審議及び運営にあたる。

(5) 監事は、会務並びに会計事務を監査する。

(役員を選出及び任期)

第7条 会長、副会長、専務、理事、監事は総会において選出し、理事は各部会の部長とする。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

3 区長及び構成団体の代表が変更になったときは速やかに事務局に届け出ること。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

4 顧問、参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

ア 顧問は会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。

イ 参与は会長の諮問に応じる。

(会議)

第8条 会議は総会及び理事会・専門部会・役員会とし、総会・理事会・役員会は会長が招集する。但し、専門部会については会長の承認を得て各部の部長が招集する。

2 総会は毎年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、評議員制とし、行政区長及び協議会構成団体の代表者の出席で開催する。

4 総会の議長は評議員の中から選出し、他の会議の議長は会長及び部長とする。

5 総会における議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会務及び事業計画・事業報告、収支予算・決算に関すること。

(2) 規約の改廃に関すること。

(3) 役員を選出に関すること

(4) その他、会長が必要と認めた事項。

7 理事会は、月1回の開催とし、次の事項を審議する。

(1) 事業及び予算の進捗状況の検討。

(2) 総会から付議・付託された事項。

(3) その他協議会の重要事項の審議及び運営。

8 専門部会は、総務・広報部会、生涯学習部会、体育部会、文化部会、安心・安全部会の5つの部会とし、必要に応じて開催する。各部に部長(1)・副部長(1)を置き次の事項を行う。

(1) 総務・広報部会

自治会活動、地区民へのコミュニティ活動参加要請及び連絡調整等コミュニティの活動の推進、並びに広報宣伝活動、機関紙の発行等により活動内容の周知を図る。

(2) 生涯学習部会

青少年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育、家庭教育等公民館で実施してきた社会教育活動の企画立案及び実施・支援する。

(3) 体育部会

市民体育祭、各種スポーツ大会を実施し、地区住民の健康・体力増進を図る。

(4) 文化部会

コミュニティ芸能祭、各種作品展示会等を企画立案及び実施・支援を行い、住民への文化活動を奨励・推進する。

(5) 安心・安全部会

健康福祉、交通安全、防火・防災関係の諸団体が連携を密にし、地区民が安全で安心して暮らせる環境づくりを図る。

(事務局)

第9条 協議会が行う事業等の計画・立案・管理、又は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局長兼館長並びに事務局員若干名を置き、会長が委嘱する。

3 事務局員は、会長の方針や指示を確実に理解し、石越地域のコミュニティづくりに寄与すること。

4 事務局員は、会議に出席し意見を述べるができる。

(会計)

第10条 協議会の経費は、会費、補助金、助成金、その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

第1条 平成30年度の役員の任期については、第7条第2項の規定によらず1年とし、再任を妨げない。

この規約は、昭和61年6月25日から施行する。

この規約は、平成17年6月15日から施行する。

この規約は、平成20年5月 8日から施行する。

この規約は、平成23年6月 9日から施行する。

この規約は、平成24年3月 2日から施行する。

この規約は、平成25年4月 1日から施行する。

この規約は、平成27年4月 1日から施行する。

この規約は、平成30年4月 1日から施行する。

この規約は、平成31年4月 1日から施行する。

この規約は、令和 3年5月 1日から施行する。